

プレスセミナー報告 2014年1月20日 開催

テーマ 1 「面会室内における写真撮影及び録音について」

2 「取調べの全過程の録音・録画について」

報告者 菊地裕太郎会長（日弁連副会長（刑事司法担当））

前田 裕司会員（日弁連取調べの可視化実現本部副本部長）

1月20日のプレスセミナーは、刑事司法において現在問題となっている上記2つのテーマについて行われ、マスコミから6社8名の論説委員・司法記者の参加があった。

初めに、テーマ1の弁護人の接見室における録音・録画・写真撮影について、前田会員から、全国で4つの国賠請求訴訟（北九州、東京、佐賀、名古屋）が起きている旨の紹介があった。この問題が顕在化した経緯について、被告人の責任能力が争われたケースで、弁護人が拘置所での接見を録画して精神科医に鑑定してもらい、その結果として心神耗弱が認められた例があり、それを契機に拘置所において弁護人の録音・録画・写真撮影に対する規制が厳しくなったとの説明がなされた。現在、東京拘置所の6階の接見室では、携帯電話やパソコンで通信機能を使うと電波感知機が反応するようになっている。前田会員から、弁護側が録音・録画・写真撮影をする目的は、被疑者・被告人の話や様子を正確に記録して証拠化することにある、録画等の利用方法には正当な弁護活動の目的という内在的制約があるが、接見室におけるメモやデッサンは認められているのに、録音・録画を認めない合理的な理由はないとの指摘がなされた。

続いて、菊地会長から、弁護士会から法務省・拘置所への申入れの状況などについて説明があり、若手弁護士の弁護活動における萎縮を懸念する旨の指摘がなされた。

次に、テーマ2について、菊地会長から、法制審議会における審議状況について、取調べの可視化が固まっていない段階で通信傍受を法制化しようとする動

きの危険性などについて説明があり、取調べの可視化を「小さく産んでそのままにする」ことを危惧するとの指摘がなされた。

続いて、前田会員から、1980年代の4つの死刑再審事件、氷見事件、志布志事件、足利事件、布川事件、PC遠隔操作事件など、わが国のえん罪事件のほとんどは被疑者・被告人が虚偽の自白調書をとられており、取調べの全過程の録音・録画が不可欠であるとの指摘がされた。また、現在の法制審議会における議論について、①可視化の範囲を捜査官の裁量によるという議論も排除されていないこと、②原則全過程録画制度構想案においても、その例外の要件が広すぎたり、例外事由の裁量権が取調官にあるなどの問題があること、③録画・録音の実効性確保のための措置（証拠排除、特別の立証制限など）が明確化されていないこと、④可視化の対象が裁判員裁判に絞られる可能性を残していること、⑤参考人取調べの可視化の実現が明確にされていないことなどの問題点があることが指摘された。

その後の質疑応答では、テーマ1に関して、「接見室で写真撮影等ができないとすると、弁護人は証拠化したい場合にどうすればいいのか」との質問が出され、前田会員から、「検察・法務省側は裁判所に証拠保全を申し立てればよいという見解を出しているが、例えば、証拠保全の手続をしている間に被疑者の痣が消えてしまうなど、実効性を欠くこともある。検察官は、いつでも被疑者と会って証拠化できることとの均衡を欠く」と回答があるなど、活発なやりとりがなされた。

（広報室嘱託 伊藤 敬史）